

岡山市職員の退職管理

(令和5年4月)

岡山市

目次

1. 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制 2
2. 働きかけ規制の範囲 3
3. 再就職情報の届出 4
4. 再就職情報の公表 5
5. 働きかけ規制違反に関する監視 6
6. 罰則 7
7. 地方公務員法(抜粋)11
8. 岡山市職員の退職管理に関する条例15
9. 岡山市職員の退職管理に関する規則16
10. 岡山市職員の退職管理に関する規則に規定する 人事委員会が定める事項について21
11. 様式22
12. Q&A28

○再就職者による依頼等の規制について

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)」が平成26年5月14日に公布(平成28年4月1日施行)され、再就職者による依頼等が規制されるほか、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとされました。

再就職者による依頼等については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされたものです。

★問い合わせは

各任命権者又は人事委員会事務局まで

★通報の窓口は

人事委員会事務局調査係

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話086-803-1555(直通)

電話(内線)4753、4754

1. 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制 (地方公務員法第38条の2関係)

再就職者が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼することは禁止されています。(在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。次ページ参照。)
(法第38条の2第1項、4項、5項、8項)

違反した場合

懲役又は罰金、過料

働きかけの例

- ◆再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ◆公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- ◆再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ◆再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼 など

上記に違反する働きかけを受けた職員は、人事委員会に届け出なければなりません。(法第38条の2第7項)

○再就職者＝

離職後に営利企業等に再就職した元職員(一般職に属する職員(臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員、非常勤職員を除く。再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員は含む。))

○営利企業等＝

営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)

○執行機関の組織等＝

①執行機関の組織(当該執行機関(附属機関を含む。)の補助機関及び管理に属する機関の総体をいう。)、②議会の事務局 など

○契約等事務＝

①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

○要求又は依頼＝

契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけではなく、公開されていない事項に関する質問(情報提供の要求)を含む。

2. 働きかけ規制の範囲

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

①すべての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。(法第38条の2第1項)

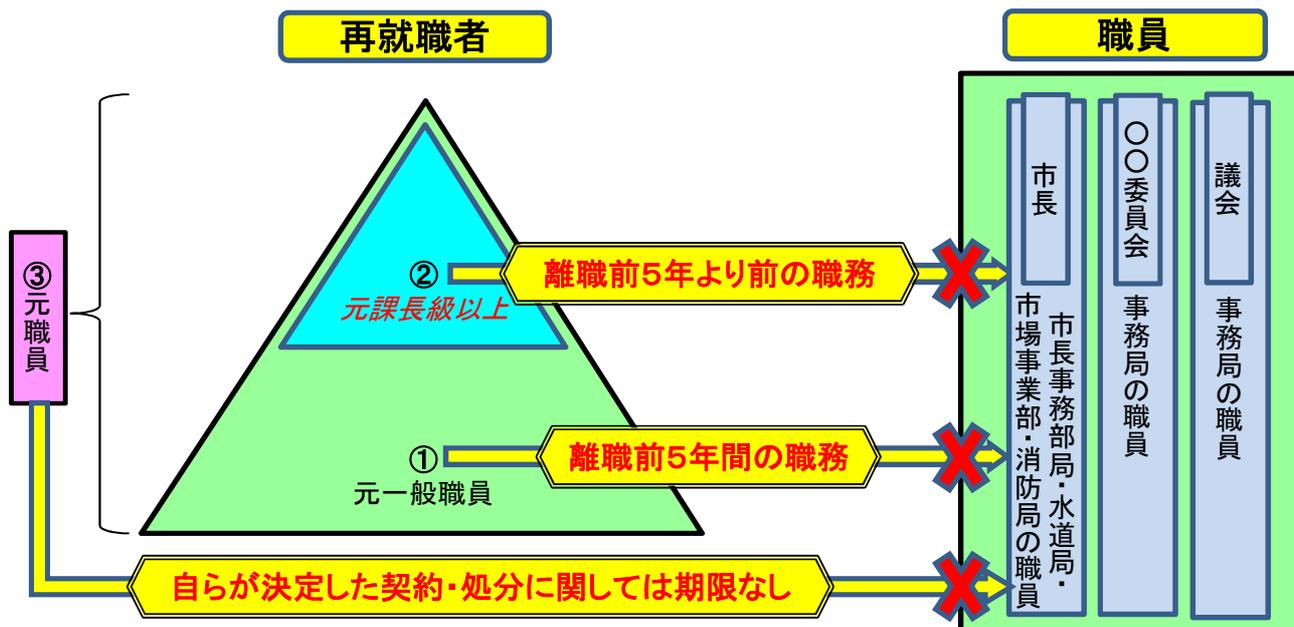
②離職前5年より前に課長級以上の職の経験がある再就職者

①に加え、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の課長級以上の職の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。(法第38条の2第4項、第8項、岡山市職員の退職管理に関する条例第2条)

③再就職者が在職中に自らが決定した契約・処分への働きかけ

①、②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自ら決定した(最終裁権者となっている場合をいう。)契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のもものについて、**期限の定めなく**働きかけを禁止。(法第38条の2第5項)

再就職者による働きかけの規制のイメージ



○働きかけに該当しない場合(法第38条の2第6項)

- ①試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
- ②行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
- ③行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
- ④地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- ⑤法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)
- ⑥再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

3. 再就職情報の届出 (法第38条の6、条例第3条関係)

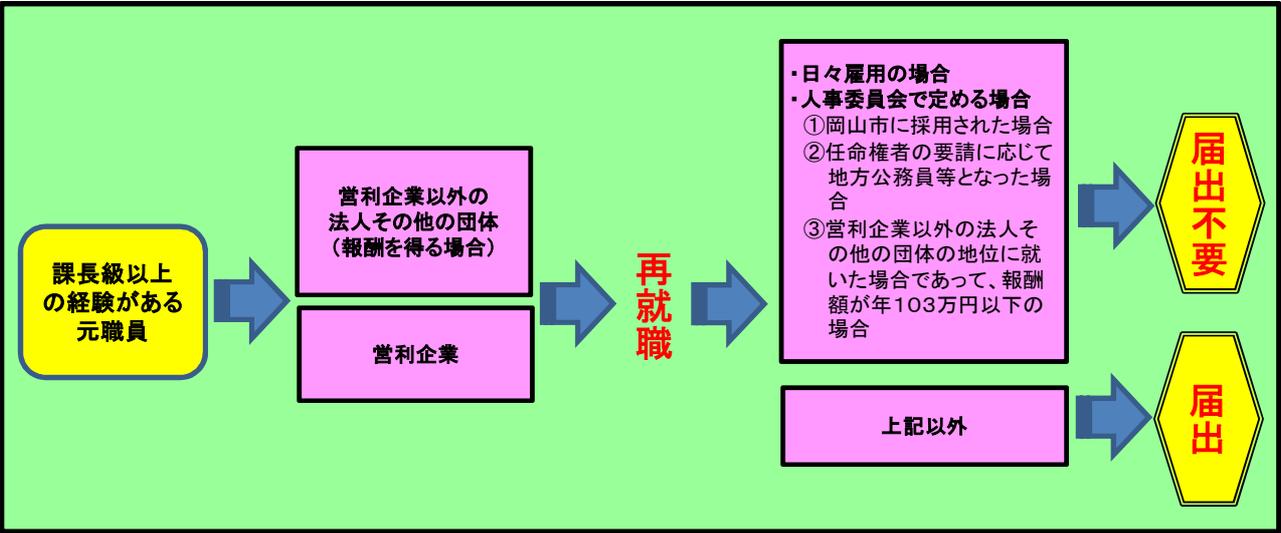
元職員は、再就職情報について任命権者に届け出なければいけません。

届出の概要

- 届出の対象者
 - ①課長級以上の職に就いていた元職員
- 届出が必要な場合
 - ①営利企業以外の法人その他の団体(岡山市を除く。)の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)
 - ②営利企業の地位に就いた場合

※日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除く。
※届出の義務付け期間内に、届け出た内容に変更があった場合や離職した時についても届出が必要です。
- 届出の義務付け期間
 - ①離職後2年間
- 届出事項
 - ①再就職日
 - ②再就職先の名称
 - ③再就職先の業務内容
 - ④再就職先における地位 など
- 届出の手続き・様式
 - ①人事委員会が定める様式に従い、離職した職の任命権者に、速やかに届出

再就職情報の届出イメージ



4. 再就職状況の公表 (法第38条の6、条例第4条関係)

市長は、退職管理の適正を確保するため、再就職状況の公表を行うこととしています。もって元職員の再就職に関する透明性を高め、市民の信頼を確保しようとするものです。

公表の概要

○公表の対象者

- ①課長級以上の職に就いていた元職員(条例第3条の規定により届け出た者)

○公表の時期、期間

- ①前年度に退職した職員の届出内容を7月～8月に公表(再就職状況の変更は随時反映)
- ②公表期間は退職日の属する年度の翌々年度末まで

○公表の項目

- ①氏名
- ②離職時の役職
- ③離職年月日
- ④再就職先の名称
- ⑤再就職先の役職
- ⑥再就職年月日

○公表の方法

- ①公表は、市ホームページへ掲載することにより行う。

○岡山市職員の退職管理に関する条例

第4条第2項 市長は、前条の規定による届出又は前項の規定による通知のあったものについては、その氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表するものとする。

5. 働きかけ規制違反に関する監視 (法第38条の3～第38条の5関係)

職員又は職員であった者に働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することになります。その際、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視することになります。

監視の仕組み

○任命権者の人事委員会への通知・報告義務

- ①任命権者が違反行為の疑いがあると思料したとき(法第38条の3)
- ②任命権者が違反行為に関して調査を開始するとき(法第38条の4第1項)
- ③任命権者が違反行為に関して調査を終了したとき(法第38条の4第3項)

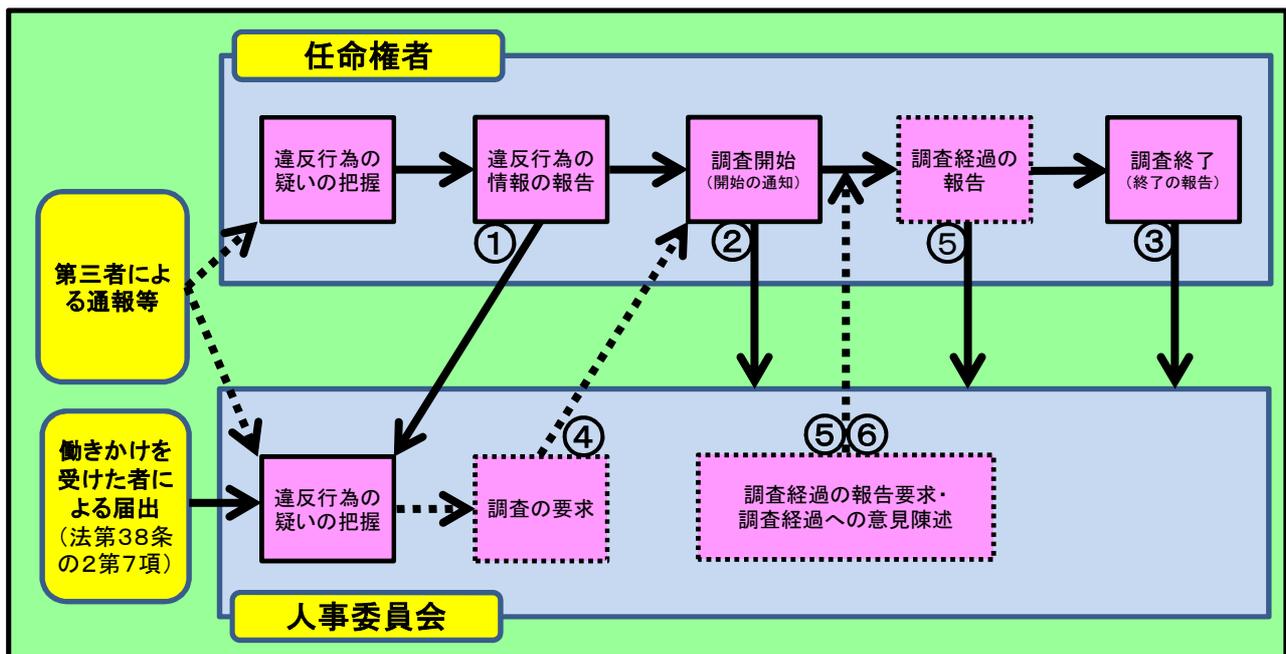
○人事委員会の任命権者に対する調査要求

- ④人事委員会が違反行為があると思料するとき(法第38条の5第1項)

○人事委員会の任命権者に対する調査経過の報告要求・意見陳述

- ⑤人事委員会は調査経過について報告を求められることができる(法第38条の4第2項)
- ⑥人事委員会は調査経過について意見を述べるができる(法第38条の4第2項)

規制違反に係る調査等イメージ



6. 罰則① (法第60条関係)

- 不正な行為をするように働きかけをした再就職者
- 再就職者からの働きかけに応じて不正な行為をした職員

該当した場合

懲役又は罰金

第60条関係

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ① 離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職前5年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ② **局区室長等の職**に離職した日の5年前の日より前に就いていた者であつて、離職後2年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ③ 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、当該地方公共団体と営利企業等若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体による当該営利企業等若しくはその子法人に対する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ④ **課長級以上の職**に離職した日の5年前の日より前に就いていた者であつて、離職後2年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する職員に対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した**再就職者**
- ⑤ ①から④までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた**職員**であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった者

6. 罰則② (法第64条関係)

○法第38条の2の規定に違反して職務上の行為をするように働きかけを行った再就職者

該当した場合

過料

第64条関係

次に該当する者は、10万円以下の過料

第38条の2第1項、第4項又は第5項の規定(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。⇒不正な行為に係るものは第60条)

6. 罰則③ (法第63条関係)

- 職員(又は他の職員)による不正な行為を見返りとする再就職のあつせん、求職活動を行った職員
- 職員から不正な行為について働きかけを受け、上記の事情を知りながらこれに応じて不正な行為をした職員

該当した場合

懲役

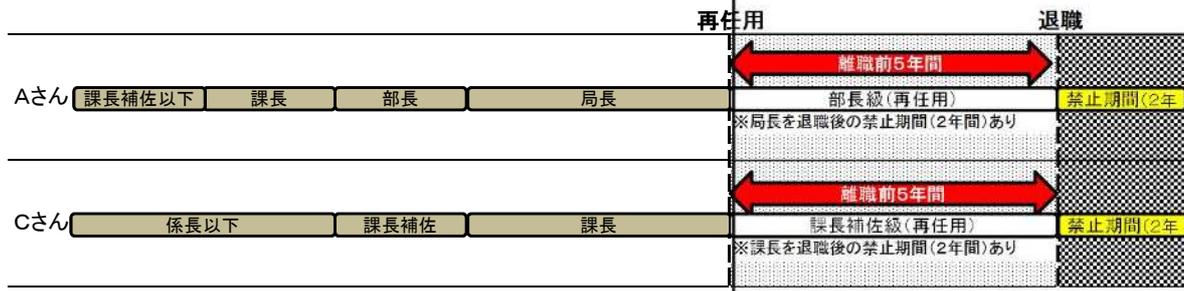
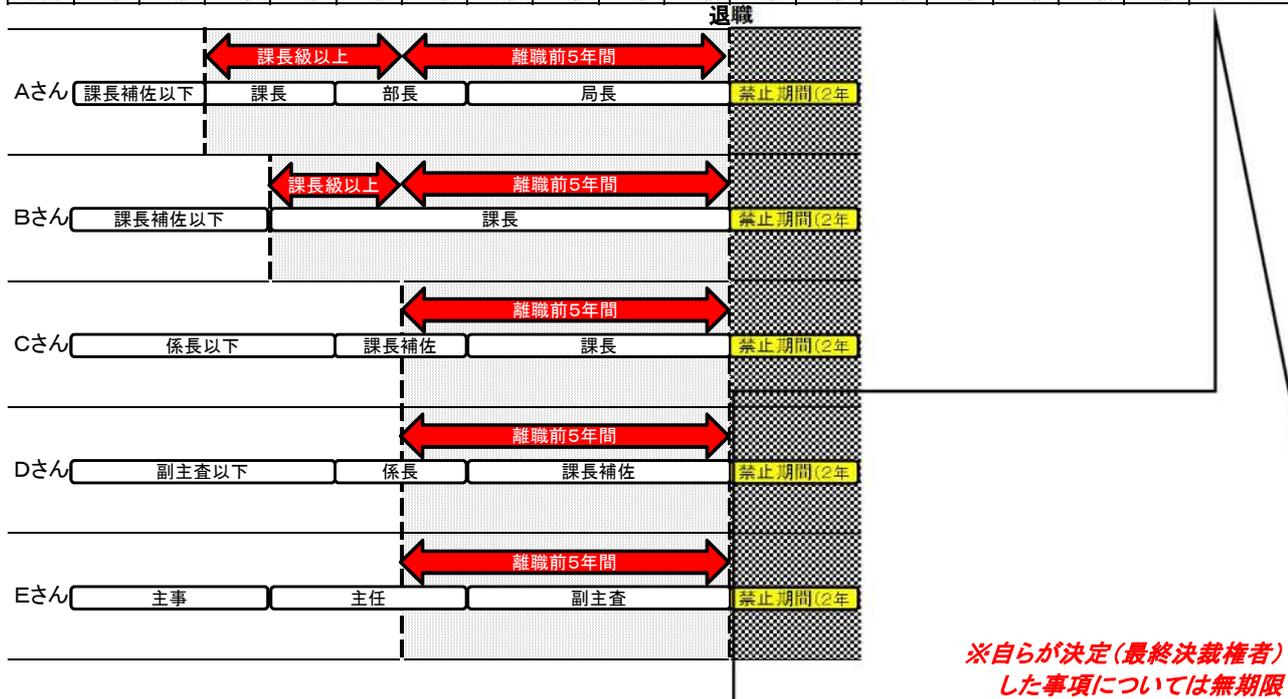
第63条関係

次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役(ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。)

- ① 職務上不正な行為をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の職員をその離職後に、若しくは職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- ② 職務に関し、他の職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の職員をその離職後に、若しくは職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- ③ ②の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、その要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

再就職者による働きかけが禁止される期間・職務のイメージ

年齢 | 51歳 | 52歳 | 53歳 | 54歳 | 55歳 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳以降



□ は働きかけが規制される職務の対象期間(離職前5年間に担当していた職務。離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた場合は、当該職にあった時の職務の期間を含む。)

■ は働きかけが規制される期間(離職後2年間。ただし、自らが決定(最終決裁権者)した事項については無期限。)

7. 地方公務員法（抜粋）

第三章 職員に適用される基準

第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

第三十八条の二 職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。)の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)又はこれらに類する者として人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条(第七項を除く。)、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。)で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第百八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。)をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

6 第一項及び前二項の規定(第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他

- の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
- 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
 - 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
 - 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
 - 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)
 - 六 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合
 - 7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定(次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)により禁止される要求又は依頼を受けたとき(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定(同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。))により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。)は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。
 - 8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定(同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反する行為(以下「規制違反行為」という。)を行つた疑いがあると思量するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

- 第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思量して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。
- 2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。
 - 3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

- 第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思量するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

(廃置分合に係る特例)

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体(この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めると、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定(第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。)並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

第三十九条～第五十九条 (略)

第五章 罰則

(罰則)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五 地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者(第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。)

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。)を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十一条・第六十二条 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五

号)に正条があるときは、刑法による。

- 一 職務上不正な行為(当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- 二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員
- 三 前号(地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。)の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号(同条において準用する場合を含む。)の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定(同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者(不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

8. 岡山市職員の退職管理に関する条例

平成27年12月21日
市条例第87号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていたものは、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。以下「管理監督職員」という。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限り。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 離職後2年以内に前項の規定により届け出た事項に変更があった場合は、管理監督職員は、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(再就職情報の公表)

第4条 前条の規定による届出を受けた任命権者（市長を除く。）は、速やかに、当該届出に係る事項を市長に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による届出又は前項の規定による通知のあったものについては、その氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

9. 岡山市職員の退職管理に関する規則

平成28年1月28日
市人事委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに岡山市職員の退職管理に関する条例（平成27年市条例第87号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（同項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）
- (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構（独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第2条に規定する独立行政法人国立青少年教育振興機構をいう。）

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 理事
- (2) 担当局長
- (3) 区長
- (4) 会計管理者
- (5) 消防局長
- (6) 市場事業部の事業長
- (7) 教育長

- (8) 教育次長
- (9) 選挙管理委員会（区選挙管理委員会を含む。）の事務局長
- (10) 人事委員会の事務局長
- (11) 監査委員の事務局長
- (12) 第一農業委員会、第二農業委員会、第三農業委員会及び第四農業委員会の事務局長
- (13) 固定資産評価審査委員会の事務局長
- (14) 議会の事務局長
- (15) その他職制上の段階が行政職局長級の職又はこれに相当する職

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務及び本市の要請による事務又は事業に関する業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思路するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受け契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称及び連絡先
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等における当該地位
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職日
- (7) 離職時の職
- (8) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として第14条に規定するものを含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況等
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る要求又は依頼事項と再就職者が現にその地位に就いている営利企業等との契約等の関係
- (10) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及び氏名並びにその職務内容

- (11) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）の内容
- (12) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の内容
- (13) その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を人事委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 職
- (3) 連絡先
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名及び離職時の職
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるもの（法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であって第6条に規定するものを除く。）とする。

- (1) 職制上の段階が行政職部長級の職又はこれに相当する職
- (2) 職制上の段階が行政職課長級の職又はこれに相当する職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事

委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職制上の段階が行政職局長級の職又はこれに相当する職
- (2) 職制上の段階が行政職部長級の職又はこれに相当する職
- (3) 職制上の段階が行政職課長級の職又はこれに相当する職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 本市に採用された場合
- (2) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (3) 営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(任命権者への再就職の変更届出)

第25条 条例第3条第2項の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

2 条例第3条第2項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 届出事項の変更日
- (6) 再就職日
- (7) 再就職先の離職日(再就職先を離職した場合に限る。)
- (8) 再就職先の名称
- (9) 再就職先の業務内容
- (10) 再就職先における地位

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の職に係る第6条の規定の適用については、同条第15号中「職

制上の段階が行政職局長級」とあるのは「職務の等級が行政職特1等級」とする。

3 施行日前の職に係る第14条の規定の適用については、同条第1号中「職制上の段階が行政職部長級」とあるのは「職務の等級が行政職1等級」と、同条第2号中「職制上の段階が行政職課長級」とあるのは「職務の等級が行政職2等級」とする。

4 施行日前の職に係る第22条の規定の適用については、同条第1号中「職制上の段階が行政職局長級」とあるのは「職務の等級が行政職特1等級」と、同条第2号中「職制上の段階が行政職部長級」とあるのは「職務の等級が行政職1等級」と、同条第3号中「職制上の段階が行政職課長級」とあるのは「職務の等級が行政職2等級」とする。

附 則（平成29年市人事委員会規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市人事委員会規則第7号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の職に係る第14条の規定の適用については、同条第1号中「職制上の段階が行政職部長級」とあるのは「職制上の段階が行政職審議監・次長級」とする。

3 施行日前の職に係る第22条の規定の適用については、同条第2号中「職制上の段階が行政職部長級」とあるのは「職制上の段階が行政職審議監・次長級」とする。

10. 岡山市職員の退職管理に関する規則に規定する人事委員会が定める事項について

平成28年1月28日
市人事委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、岡山市職員の退職管理に関する規則（平成28年市人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、岡山市職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(継続的給付として人事委員会が定めるもの)

第2条 規則第11条の人事委員会が定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(再就職者による依頼等の承認申請書)

第3条 規則第12条の人事委員会が定める様式は、様式第1号とする。

(再就職者から依頼等を受けた場合の届出書)

第4条 規則第13条の人事委員会が定める様式は、様式第2号とする。

(再就職の届出を要しない報酬額)

第5条 規則第23条第3号の人事委員会が定める額は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた日から起算して1年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第1項第1号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(再就職に係る届出書)

第6条 規則第24条第1項の人事委員会が定める様式は、様式第3号とする。

(再就職に係る変更届出書)

第7条 規則第25条第1項の人事委員会が定める様式は、様式第4号とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市人事委員会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年市人事委員会告示第1号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

1 1 . 様式

様式第 1 号（第 3 条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（任命権者） 様

住 所
氏 名
電話番号

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条の 2 第 6 項第 6 号の規定により，下記のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は，事実に相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ ） 氏 名	生年月日 昭・平 年 月 日生
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先 TEL（ - - ）	FAX（ - - ）
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職（所属・職名）		
離職前 5 年間 ⊗ の在職状況等	所属・職名	在職期間		職務内容
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	

※申請者が地方公務員法第 3 8 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては，当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名
職（所属・職名）
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

岡山市人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定により、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	連絡先 TEL (- -)
職 (所属・職名)	

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の職 (所属・職名)	

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号

再就職に係る届出書

年 月 日

(任命権者) 様

住 所
氏 名
電話番号

岡山市職員の退職管理に関する条例（平成27年市条例第87号）第3条第1項の規定により、
下記のとおり届出をします。

記

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 昭・平 年 月 日生
離職時の職(所属・職名)	
離 職 日	年 月 日
再就職日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位(役職等)	

※ 岡山市職員の退職管理に関する条例第4条において、「第3条の規定により届出のあったものについては、その氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表するものとする。」と規定されています。

再就職に係る変更届出書

年 月 日

(任命権者) 様

住 所
氏 名
電話番号

岡山市職員の退職管理に関する条例（平成27年市条例第87号）第3条第2項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 昭・平 年 月 日生
離職時の職（所属・職名）	
離 職 日 年 月 日	
届出事項の変更日 年 月 日	
変更前	変更後
再就職日 年 月 日	再就職日 年 月 日
	離職日 年 月 日
再就職先の名称	再就職先の名称
再就職先の業務内容	再就職先の業務内容
再就職先における地位（役職等）	再就職先における地位（役職等）

※変更後の欄については、変更のあった項目欄のみ記載してください。

※再就職先を離職した場合は、変更後の離職日欄に離職年月日を記入してください。

※ 岡山市職員の退職管理に関する条例第4条において、「第3条の規定により届出のあったものについては、その氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を公表するものとする。」と規定されています。

12. Q & A

働きかけ規制関係

- Q 1** 働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とはどのような職員ですか。
- A 1** 一般職に属する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）です。特別職である嘱託員や市長、副市長などは含まれません。
- Q 2** 「再任用職員」や「任期付職員」であった者は働きかけ規制の対象職員ですか。
- A 2** 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）や任期付職員（短時間勤務職員を含む。）も働きかけ規制の対象職員になります。
- Q 3** 「営利企業等」とは何ですか。
- A 3** 営利企業に加えて、非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）を指します。このため、公益法人、NPO法人等も営利企業等に含まれます。
- Q 4** 「再就職者」とは何を指しますか。
- A 4** 職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者です。
- Q 5** 「地方公共団体の執行機関の組織等」とは何ですか。
- A 5** 「地方公共団体の執行機関の組織」若しくは「議会の事務局」若しくは「特定地方独立行政法人」を言います。
- Q 6** 在職していた職が廃止され他の執行機関へ事務が移管された場合、働きかけ規制の対象となる「執行機関の組織等の職員」とは何を指すことになりますか。
- A 6** 例えば、①再就職者が離職前5年間に在職していた市長部局で就いていた職が廃止され、当該職に係る事務が教育委員会へ移管された場合の当該教育委員会の事務局及び学校に属する職員、②再就職者が離職前5年間に在職していた公平委員会が人事委員会に

なった場合の当該人事委員会の事務局に属する職員となります。

Q 7 「子法人」とは何ですか。

A 7 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人を言います。

Q 8 「契約等事務」とは何ですか。

A 8 ①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と岡山市との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務

②当該営利企業等やその子法人に対して行われる処分に関する事務

Q 9 「処分」とは何ですか。

A 9 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為を言います。

Q 10 「職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼」とはどのようなことですか。

A 10 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけではなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。なお、働きかけの内容が不正か否かは問いません。

（例）

- ①再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ②公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- ③再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ④再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼 など

Q11 自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とはどのような場合ですか。

A11 契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合（最終決裁権者）となっている場合のことを言います。

Q12 契約や処分に関する働きかけであれば、「不正な行為」を求めるものでない働きかけでも禁止されるのですか。

A12 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。これに該当した場合は過料の対象になります。なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）には、刑罰（懲役又は罰金）の対象になります。

Q13 かつて在職した執行機関の組織等との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、執行機関の組織等から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのですか。

A13 再就職者による働きかけ規制には例外が認められています。

①・試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るものを遂行するために必要な場合

・行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合

・地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合

→地方独立行政法人が行う業務及び岡山市の要請による事務又は事業に関する業務を行う場合

②・行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合

・ 行政庁の処分により課された義務を履行する場合

・ これらに類する場合として人事委員会規則で定める場合

→法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合

③・ 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合

④・ 地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

⑤・ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

⑥・ 再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

→要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給、日本放送協会による放送の役務の給付に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合

Q14 再就職者から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

A14 人事委員会事務局まで連絡のうえ、人事委員会委員長宛てに届け出てください。（届出様式は人事委員会ホームページ等からダウンロードできます。）

なお、不明な点があれば、各任命権者の人事担当課又は人事委員会事務局に問い合わせてください。

再就職情報の届出関係

Q15 再就職情報の届出の対象者は。

A15 一般職に属する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）であった者のうち、職制上の段階が課長級以上の職の経験がある者です。

Q16 「再任用職員」や「任期付職員」であった者は届出の対象ですか。

A16 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）や任期付職員（短時間勤務職員を含む。）であった者も再就職の届出の対象者になります。

Q17 届出が必要な場合はどのような場合ですか。

A17 ①営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）

②営利企業の地位に就いた場合

なお、以下の場合には届出の必要はありません。

- ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いたときであって、報酬を得ない場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いたときであって、採用日から起算して1年間の報酬が103万円以下の場合
- ・ 日々雇い入れられる者である場合
- ・ 岡山市に採用された場合（雇用形態は問いません。）
- ・ 任命権者の要請に応じて地方公務員又は国家公務員となった場合

Q18 届出が義務付けられている期間は。

A18 職員を離職後2年間です。

Q19 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は届出が必要ですか。

A19 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。なお、その後再度就職した場合には、届出が必要な期間内であればその再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合にも、届出が必要な期間内であればそのことを届け出る必要があります。

Q20 「営利企業以外の法人その他の団体」とは何ですか。

A20 法人であるかどうかを問わず、営利企業以外のすべての団体です。

Q21 「日々雇いられる者」とは何ですか。

A21 任期为1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者です。

Q22 届出書の様式はどこにありますか。

A22 各任命権者の人事担当課又は人事委員会事務局にあります。(届出様式は人事委員会ホームページ等からダウンロードできます。)

Q23 届出書の提出先はどこですか。

A23 職員を離職した時の任命権者の人事担当課へ提出してください。

Q24 届出書はいつまでに出さないといけませんか。

A24 事実が発生した場合は「速やかに」届け出ることとなっています。

Q25 届出書の「再就職先の業務内容」欄には何を記載すればよいですか。

A25 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人等の主な業務内容を分かりやすく、簡潔に記載してください。

Q26 届出内容の公表はどのような方法でなされますか。

A26 各任命権者へ届出がなされたものについて、市長が取りまとめたうえで、市ホームページへ掲載することにより公表されます。

Q27 公表の時期、期間は。

A27 前年度に退職した職員の届出について、7～8月頃に公表することとしています。なお、再就職情報の変更の届出があったものについては、随時反映することとしており、退職の届け出があった場合には公表事項は削除されます。

また、公表期間は、退職日の属する年度の翌々年度末までとしています。

Q28 公表の項目は何ですか。

A28 「氏名」、「離職時の役職」、「離職年月日」、「再就職先の名称」、「再就職先の役職」、「再就職年月日」です。